

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

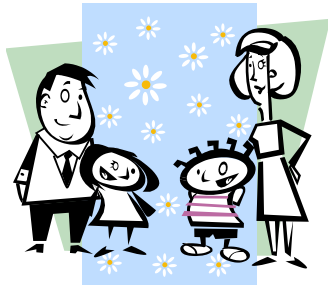
秋の税務調査は要注意！… 春は安心？

平成27年 10月号

相 続税の税務調査は、国税犯則取締法に規定する、不正の手段

を使って故意に税を免れた者に強制権限をもって犯罪捜査に準じて調査する「強制調査」(マル査)と、相続税法に基づく

「任意調査」に区分されます。平成26年度において相続



税に関し「強制調査」で告発されたのは、わずか2件(脱税総額4.8億円)にすぎません。通常の税務調査は、確認のために行われるものであり、納税者の同意を基としたいわゆる任意調査です。しかし、任意といっても調査拒否には罰則規定がありますので結果、間接強制になっています。

●国税庁は税務調査の実態を定期的に公表しています。脱税の抑止効果を狙ってか申告件数に対する税務調査割合を一定に保っていますので、税務署員は調査件数のノルマがあり、この処理する期間を「事務年度」として7月1日から翌年6月30日の年度に区切っています。

●そして、国税組織は出世競争による階級社会となっています。税務署員の定期異動は7月に行われますので、異動先で案件を確認しスタートする9月～12月の秋にかけて行われる税務調査は、明けて3月に行われる勤務評定を意識し評価点数の高い、大口の金額修正(増差)が見込まれる案件を重点的に行い一定の成果を目指すこととなります。特に重加算税事案はより評価点数が高くなりますので、調査時の誘導には気を付けなければ

なりません(平成25年以降の税務調査から求められることがある質問応答を記録した「確認書」への署名捺印は強制力がなく重加算税の証拠となるので止めた方がよいとのこと「税務調査のすべて」トーマツ(清文社))。4月以降に開始する相続税の税務調査は、ノルマ数達成のために比較的短期間に(6月迄に)終了する見込みの案件が選択されることとなります。

●相続税の税務調査による申告漏れの財産は国税庁の資料によれば半分以上が金融資産で占められています。そしてその大半は家族名義の金融資産(名義預金等)とのことです。相続人にとって、自分名義になっている預貯金で贈与税の時効(6年)が成立していると思われるものについては相続財産ではないと主張する人が多くいますが、名義預金の判定については、管理処分権やその預貯金の原資(どうしてその金額の蓄積ができたのか)などを中心に判定され、裁決事例等では相続人の主張はほとんど退けられています。●毎年相続人名義で預金を積み立てるごとに贈与税を申告していた例においても、長年預金の引き出しもなく、実質亡くなった人の財産であり贈与はなかったものとして、家族名義になっていた預金全額を相続財産に加算し課税処分されました。納付した贈与税については消滅時効(5年)の成立していない分のみ還付され時効成立分は返ってきませんでした。●贈与税を申告し納税することが税務署に対しての贈与の事実の立証になるわけではありません。形式上の贈与については、何年経過しても贈与税の時効は成立しません。税務調査＝名義預金等の調査と考え、疑念を持たれぬよう日ごろから①口座開設の筆跡②使用印鑑③通帳保管④受取利息等について留意しておくことが肝要です。